

就農準備資金と研修奨励金

就農準備資金(国)

(認定された研修期間等での研修)
年間最大150万円(最長2年間)

就農準備資金の申請

農業経営・就農支援センター
(公社)秋田農業公社

交付要件

- ・就農予定時の年齢が**原則49歳以下**で、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している。
 - ・都道府県等が認めた研修機関等で、概ね1年以上かつ概ね1,200時間以上研修を受ける。
 - ・常勤(週35時間以上で継続的な労働)の雇用契約を締結していない。
 - ・失業給付等、国の他の事業と重複で交付を受けていない、また、過去に本事業等による資金の交付を受けていない。
 - ・申請時において前年の世帯(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母)全体の所得が600万円以下である(支援対象とすべき切実な事情があると認められた場合を除く。)
 - ・研修中のけが等に備えて傷害保険に加入する。
 - ・資金交付を受けている期間内に農業経営人材育成研修プログラム等を受講・終了する。
- (交付停止・返還)
- ・交付要件を満たさなくなった
 - ・適切な研修を行っていない
 - ・研修を途中で休止又は中止する
 - ・研修状況報告を定められた期間内に行わなかった

研修終了後の要件

- (要件)
- ※要件を満たさない場合、返還対象
- ・研修終了後1年以内に、**原則49歳以下**で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農(親元就農の場合、就農後5年以内に農業経営を継承、法人(共同)経営又は独立・自営就農)する
 - ※雇用就農(期限の定めない又は通算5年以上の雇用契約の締結、研修終了後5年以内に独立・自営就農又は法人の共同経営者)
 - ・親元就農者が、確約書で確約したことを実施する
 - ・独立・自営就農の場合、就農後(親元就農後、5年以内に独立・自営就農する場合にあたっては、経営開始後)5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になる
 - ・就農を交付期間の1.5倍(最低2年間)継続する、又はその間の農業の従事日数が一定(例:年間150日かつ年間1,200時間)以上
 - ・就農後、交付期間の1.5倍(最低2年間)就農状況報告等各報告を定められた期間内に行う
- (各種報告)
- ・研修終了後、6年間、就農状況報告を提出する
 - ・就農報告、住所等変更告、就農中断報告等定められた期間内に提出する

研修奨励金(県・市町村)

(県内の研修施設などでの研修)
年間90万円(最長2年間)

研修奨励金の申請

(就農先市町村)

交付要件

- ・新たに農業を始めようとする者又は現に農業を営む者で、農業で自立しようとする意欲が高く、研修終了後の県内就農が確実と見込まれる者
- ・就農予定時の年齢が**原則49歳以下**

- (交付停止)
- ・やむを得ない場合を除き、1か月当たりの研修日数が過半に満たない

研修終了後の要件

- (要件)
- ※要件を満たさない場合、返還対象
- ・研修終了後1年以内に、**原則49歳以下**で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農する
- ・就農を交付期間の1.5倍(最低2年間)継続しない、又はその間の農業の従事日数が一定(例:年間150日かつ年間1,200時間)以上
 - ・就農後、2年間、就農状況報告の提出物を定められた期間内に行う
- (各種報告)
- ・就農報告、住所等変更告、就農中断報告等定められた期間内に提出する